

NPO法人日本へら鮎釣研究会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人日本へら鮎釣研究会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都江東区森下一丁目18番7号 日修ビル2階に置く。

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として、へら鮎の放流事業やへら鮎釣りに係る講習会、座談会、競技会等の開催による釣りルール・釣りマナーの普及を通して、釣り人口の増加及びレジャーあるいはスポーツとしての釣り文化の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 釣場の開拓と保護並びに放流事業
- (2) 講習会、座談会、競技会、懇親会等の企画運営事業
- (3) その他目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

- (1) 物品販売事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の趣旨に賛同し会員手続きをした者を会員とする。会員の種別は以下の通りとする。社員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 社員 この法人の趣旨に賛同して入会した個人及び団体の内、総会における議決権を持つ会員
- (2) 一般会員 この法人の趣旨に賛同して入会した個人及び団体の内、総会における議決権を持たない会員

- (3) 賛助会員 この法人の趣旨に賛同し、資金面で援助することを目的として入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会規定及び入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 第2項の者の入会を認めないときは、理事長は速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。一旦納入された入会金及び会費は返還しない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 ~~特定非営利活動促進法~~第20条のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第14条 理事長はこの法人を代表し統括するとともに、法人の役員を指揮し法人を推進運営する。

- 2 理事長以外の理事は法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明

の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は無報酬とする。

第4章 会 議

(種 別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

(総会の構成)

第20条 総会は社員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任及び解任
- (6) 会費の額
- (7) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 社員総数の2分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は理事長が務める。

(総会の定足数)

第25条 総会は、社員総数の、委任状を含めて2分の1以上の出席がなければ開会することとはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が、総会の目的である事項について提案した場合において、社員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各社員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した社員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する社員は、その議事の議決に加わることができない。
- 5 総会には全ての一般会員および賛助会員がオブザーバーとして参加し、意見を述べるができる。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 社員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、社員全員が書面若しくは電磁的方法による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び社員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、理事全員が書面若しくは電磁的方法による同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 理事会の決議があったものとみなされた日及び社員総数
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 資 産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2種とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収

益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の決議を得た後、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した社員総数の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 社員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、社員総数の3分の2以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、理事会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において社員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、特定非営利活動促進法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	遠藤克己
副理事長	成田和也
副理事長	宇津井幸雄
理事	北林輝政
理事	植原亨
理事	萩原英孝
理事	藤井義一
理事	吉本亞土
理事	田中誠
理事	早川浩雄
理事	橋本輝夫
理事	寺嶋經二

理 事	永 田	稔
理 事	高 杉	富士夫
理 事	蹴 揚	敏 雄
理 事	石 川	博 巳
理 事	松 井	貞 雄
理 事	清 水	資 郎
理 事	齋 藤	誠
理 事	高 田	悟
理 事	小 野	澤 誠
理 事	島 影	正
理 事	加 藤	義 広
理 事	綿 貫	千 晃
理 事	雨 宮	健
理 事	北 條	俊 介
理 事	飯 田	年 彦
理 事	穴 吹	直 己
理 事	田 中	英 文
監 事	石 山	隆 典

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和8年2月28日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和6年12月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 なし

(2) 年会費 社員及び一般会員 年間5,000円

賛助会員 1口10,000円 (1口以上)

役員名簿 （役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

NPO法人日本へら鮎釣研究会

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）

各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

No.	役名 <small>（どちらかに○）</small>	（フリガナ）		報酬の有無 <small>（どちらかに○）</small>	役職名等
		氏名	フリガナ		
1	<input checked="" type="checkbox"/> 理事 <input checked="" type="checkbox"/> 監事	遠藤 克己	トウダ カツミ	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	理事長
2	<input checked="" type="checkbox"/> 理事 <input checked="" type="checkbox"/> 監事	成田 和也	ナリタ カズヤ	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	副理事長
3	<input checked="" type="checkbox"/> 理事 <input checked="" type="checkbox"/> 監事	北林 輝政	キタハヤシ テルマサ	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
4	<input checked="" type="checkbox"/> 理事 <input checked="" type="checkbox"/> 監事	植原 亨	ウエハラ トオル	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
5	<input checked="" type="checkbox"/> 理事 <input checked="" type="checkbox"/> 監事	萩原 英孝	ハギハラ ヒデアキ	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
6	<input checked="" type="checkbox"/> 理事 <input checked="" type="checkbox"/> 監事	藤井 義一	フジイ ヨシカズ	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
7	<input checked="" type="checkbox"/> 理事 <input checked="" type="checkbox"/> 監事	吉本 亜土	ヨシモト アツ	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
8	<input checked="" type="checkbox"/> 理事 <input checked="" type="checkbox"/> 監事	田中 誠	タナカ マコト	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
9	<input checked="" type="checkbox"/> 理事 <input checked="" type="checkbox"/> 監事	宇津井 幸雄	ウツイ コキオ	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	副理事長
10	<input checked="" type="checkbox"/> 理事 <input checked="" type="checkbox"/> 監事	早川 浩雄	ハヤカ ヒロオ	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

設立・役員変更用

11	<input checked="" type="radio"/> 理事 <input type="radio"/> 監事	ハシモト テルオ 橋本 輝夫		有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	
12	<input checked="" type="radio"/> 理事 <input type="radio"/> 監事	テラジマ ツネジ 寺嶋 經二		有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	
13	<input checked="" type="radio"/> 理事 <input type="radio"/> 監事	ナガタ ミル 永田 稔		有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	
14	<input checked="" type="radio"/> 理事 <input type="radio"/> 監事	タカシ フジオ 高杉 富士夫		有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	
15	<input checked="" type="radio"/> 理事 <input type="radio"/> 監事	ケガ トシオ 蹴揚 敏雄		有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	
16	<input checked="" type="radio"/> 理事 <input type="radio"/> 監事	イカ ヒロミ 石川 博巳		有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	
17	<input checked="" type="radio"/> 理事 <input type="radio"/> 監事	マツイ サダオ 松井 貞雄		有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	
18	<input checked="" type="radio"/> 理事 <input type="radio"/> 監事	シズ シロウ 清水 資郎		有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	
19	<input checked="" type="radio"/> 理事 <input type="radio"/> 監事	サイウ マコト 齋藤 誠		有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	
20	<input checked="" type="radio"/> 理事 <input type="radio"/> 監事	タカダ サトル 高田 悟		有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	
21	<input checked="" type="radio"/> 理事 <input type="radio"/> 監事	オザワ マコト 小野澤 誠		有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	
22	<input checked="" type="radio"/> 理事 <input type="radio"/> 監事	シマガ タダシ 島影 正		有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	
23	<input checked="" type="radio"/> 理事 <input type="radio"/> 監事	カワヨシ ヒロ 加藤 義広		有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	
24	<input checked="" type="radio"/> 理事 <input type="radio"/> 監事	ワタナベ チキ 綿貫 千晃		有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	
25	<input checked="" type="radio"/> 理事 <input type="radio"/> 監事	アメノケン 雨宮 健		有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	
26	<input checked="" type="radio"/> 理事 <input type="radio"/> 監事	ホウジヨウ シュンスケ 北條 俊介		有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	
27	<input checked="" type="radio"/> 理事 <input type="radio"/> 監事	イタダ トシヒコ 飯田 年彦		有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	

設立・役員変更用

28	<input checked="" type="radio"/> 理事・ <input type="radio"/> 監事	アブキ ナミ		有 <input type="radio"/> 無	
		穴吹 直己			
29	<input checked="" type="radio"/> 理事・ <input type="radio"/> 監事	カカ ヒデミ		有 <input type="radio"/> 無	
		田中 英文			
30	理事・ <input checked="" type="radio"/> 監事	イヤマ カリ		有 <input type="radio"/> 無	
		石山 隆典			

令和6年度

事業計画書

NPO法人日本へら鮎釣研究会

1 事業実施の方針

設立初年度は運営体制の準備や各種手続きを中心に進めつつ、横利根川および精進湖はじめ全国各地で10月、11月、12月にへら鮎放流事業を実施するほか、全国各地で年70回程度のへら鮎釣りの競技会及びジュニアを対象とした講習会を実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【54,826】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費
釣場の開拓と保護並びに放流事業	釣場の保全と魚族の保護を目的として、全国各地で年40回程度のへら鮎放流事業を実施する。	10～12月	精進湖はじめ各地の湖・川	80人	へら鮎の保護に関心のある一般市民等	30,000人	53,976千円
講習会、座談会、競技会、懇親会等の企画運営事業	初心者及びジュニアの指導並びに釣道徳の昂揚を目的として、年5回程度の講習会等を実施する。	随時	小貝川吉野はじめ各地の湖・川	80人	へら鮎釣りに関心のある一般市民等	100人×5回	850千円

(2) その他の事業

(事業費の総費用【200】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費
物品販売事業	特定非営利活動に資するため、帽子、タオル等の物品を作成し販売する。	随時	事務所・全国各地の釣場	2人	200千円

令和7年度

事業計画書

NPO法人日本へら鮎釣研究会

1 事業実施の方針

設立初年度に引き続き、横利根川および精進湖はじめ全国各地で10月、11月、12月にへら鮎放流事業を実施するほか、全国各地で年70回程度のへら鮎釣りの競技会及びジュニアを対象とした講習会を実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【55,786】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費
釣場の開拓と保護並びに放流事業	釣場の保全と魚族の保護を目的として、全国各地で年40回程度のへら鮎放流事業を実施する。	10～12月	精進湖はじめ各地の湖・川	80人	へら鮎の保護に関心のある一般市民等	30,000人	54,936千円
講習会、座談会、懇親会、競技会等の企画運営事業	初心者及びジュニアの指導並びに釣道徳の昂揚を目的として、年5回程度の講習会等を実施する。	随時	小貝川吉野はじめ各地の湖・川	80人	へら鮎釣りに関心のある一般市民等	100人×5回	850千円

(2) その他の事業

(事業費の総費用【200】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
物品販売事業	特定非営利活動に資するため、帽子、タオル等の物品を作成し販売する。	随時	事務所・全国各地の釣場	2人	200千円

令和6年度 活動予算書

設立・定款変更用

NPO法人日本へら鮎釣研究会

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
【A】 経常収益					
1 受取会費		0		0	0
社員受取会費					
一般会員受取会費					
賛助会員受取会費					
2 受取寄附金	21,500,000	21,500,000		0	21,500,000
受取寄附金					
3 事業収益		37,000,000		400,000	37,400,000
釣場の開拓と保護並びに放流事業収益	32,600,000				
講習会、座談会、競技会、懇親会等の企画運営事業収益	4,400,000				
物品販売事業収益			400,000		
4 その他の収益		2,900,000		0	2,900,000
受取利息					
雑収入	2,900,000		0		
経常収益計		61,400,000		400,000	61,800,000
【B】 経常費用					
1 事業費					
(1) 人件費		0		0	0
給料手当					
(2) その他経費		54,826,000		200,000	55,026,000
放流魚購入費	46,000,000				
放流費	300,000				
物品購入費	2,150,000		200,000		
通信運搬費	1,120,000				
水道光熱費					
消耗品費	160,000				
地代家賃	6,000				
交際費	480,000				
保険料	50,000				
旅費交通費	1,380,000				
印刷製本費	620,000				
支払手数料	1,840,000				
会議費	480,000				
会費	0				
雑費	240,000				
事業費計		54,826,000		200,000	55,026,000
2 管理費					
(1) 人件費		0		0	0
給料手当			0		
(2) その他経費		4,820,000		0	4,820,000
通信運搬費	280,000				
水道光熱費	100,000				
消耗品費	40,000				
地代家賃	800,000				
交際費	120,000				
保険料	20,000				
旅費交通費	320,000				
印刷製本費	2,480,000				
支払手数料	460,000				
会議費	120,000				
会費	20,000				
雑費	60,000				
管理費計		4,820,000		0	4,820,000
経常費用計		59,646,000		200,000	59,846,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①		1,754,000		200,000	1,954,000
【C】 経常外収益					
固定資産売却益					
過年度損益修正益					
経常外収益計		0		0	0
【D】 経常外費用					
固定資産売却損					
災害損失					
過年度損益修正損					
経常外費用計		0		0	0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②		0		0	0
経理区分振替額・・・③		200,000		-200,000	0
税引前当期正味財産増減額①+②+③・・・④		1,954,000		0	1,954,000
法人税、住民税及び事業税・・・⑤					70,000
設立時正味財産額・・・⑥					
次期繰越正味財産額④－⑤+⑥					1,884,000

令和7年度 活動予算書

設立・定款変更用

NPO法人日本へら鮎釣研究会

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
【A】 経常収益					
1 受取会費		7,000,000		0	7,000,000
社員受取会費	1,200,000				
一般会員受取会費	5,100,000				
賛助会員受取会費	700,000				
2 受取寄附金	16,500,000	16,500,000		0	16,500,000
受取寄附金					
3 事業収益		37,000,000		400,000	37,400,000
釣場の開拓と保護並びに放流事業収益	32,600,000				
講習会、座談会、競技会、懇親会等の企画運営事業収益	4,400,000				
物品販売事業収益			400,000		
4 その他の収益		2,900,000		0	2,900,000
受取利息					
雑収入	2,900,000		0		
経常収益計		63,400,000		400,000	63,800,000
【B】 経常費用					
1 事業費					
(1) 人件費		0		0	0
給料手当					
(2) その他経費		55,786,000		200,000	55,986,000
放流魚購入費	46,000,000				
放流費	300,000				
物品購入費	2,150,000		200,000		
通信運搬費	1,120,000				
水道光熱費					
消耗品費	160,000				
地代家賃	6,000				
交際費	480,000				
保険料	50,000				
旅費交通費	1,380,000				
印刷製本費	620,000				
支払手数料	2,800,000				
会議費	480,000				
会費	0				
雑費	240,000				
事業費計		55,786,000		200,000	55,986,000
2 管理費					
(1) 人件費		0		0	0
給料手当			0		
(2) その他経費		6,054,000		0	6,054,000
通信運搬費	280,000				
水道光熱費	100,000				
消耗品費	40,000				
地代家賃	1,200,000				
交際費	120,000				
保険料	20,000				
旅費交通費	320,000				
印刷製本費	2,480,000				
支払手数料	1,294,000				
会議費	120,000				
会費	20,000				
雑費	60,000				
管理費計		6,054,000		0	6,054,000
経常費用計		61,840,000		200,000	62,040,000
当期経常増減額 【A】 - 【B】 . . . ①		1,560,000		200,000	1,760,000
【C】 経常外収益					
固定資産売却益					
過年度損益修正益					
経常外収益計		0		0	0
【D】 経常外費用					
固定資産売却損					
災害損失					
過年度損益修正損					
経常外費用計		0		0	0
当期経常外増減額 【C】 - 【D】 . . . ②		0		0	0
経理区分振替額 . . . ③		200,000		-200,000	0
税引前当期正味財産増減額 ①+②+③ . . . ④		1,760,000		0	1,760,000
法人税、住民税及び事業税 . . . ⑤					70,000
前期繰越正味財産額 . . . ⑥					
次期繰越正味財産額 ④-⑤+⑥					1,690,000

NPO法人日本へら鮎釣研究会 設立趣旨書

我が国において釣りとは生活には古来より密接な関係があります。縄文時代に使用されていた釣り針が出土していることや、昔から日本人が好んで魚を食す民族だとされていることもその一端と言えるでしょう。今日においては、子供から老人まで広く楽しめるレジャーあるいはプロスポーツという文化として普及しております。

その一方、釣り人口は近年減少傾向にあると言われております。原因として様々な要素が考えられますが、漁獲量の減少も一因と考えています。水産庁の資料(農林水産省による漁業・養殖業生産統計)によれば、漁獲量がピークだった昭和59年の1,282万tに対し、令和3年においては421万tであり、1/3以下に減少していることが示されています。釣るべき魚が減少すれば、釣りを楽しむ人口も減少するという結果に繋がるのが考えられます。

漁獲量減少は気候変動等の大きな原因も考えられるため、これに対して具体的な貢献をしていくことは非常に困難です。しかし釣り人口という点で考えれば、自然に孵化した魚だけでなく、放流した魚を釣ることで、人々が釣りに触れる機会、つまり釣り人口を増やすことができます。すなわち、レジャーあるいはスポーツとしての釣り文化を発展させていくために、積極的な魚の放流を行っていくべきと考えます。

今般設立することとなるNPO法人の前身である「日本へら鮎釣研究会」は、へら鮎釣りの発展に貢献することを目的として、昭和25年に設立されました。さらに釣り場の維持および開拓のためには、大量の養殖へら鮎放流と現地受け入れ態勢の確立が先決であるという認識のもと、昭和47年、「釣り場の確保は釣り人の手で」を旗印に、放流事業を中心に行う「全日本へら鮎放流協議会」を設立し、両団体一丸となってへら鮎の放流事業を行ってまいりました。現在、活動範囲は全国に広がり、放流事業と併せて競技会等を開催することにより釣りルール・釣りマナーの普及、そして人格の向上と心身の鍛錬にも努めています。放流事業の一部は自治体の委託を受けて行っており、令和5年までの約50年間で、両団体により放流されたへら鮎は累計7,300トンにも及びます。令和5年現在、両団体併せて1,500名を超える会員が放流事業や競技会等に参画しております。

現在は任意団体としてへら鮎の放流事業等を行っておりますが、NPO法人となることで社会的信用を得つつ、活動の幅を広げることができると考えています。前身である「日本へら鮎釣研究会」及び「全日本へら鮎放流協議会」を一体化する団体として、NPO法人日本へら鮎釣研究会を設立し、へら鮎の積極的な放流事業および競技会等の開催による釣りルール・釣りマナーの普及事業を通して、釣り人口の増加及びレジャーあるいはスポーツとしての釣り文化の発展に寄与することを目指します。

申請に至るまでの経過

- 昭和25年6月 任意団体「日本へら鮎釣研究会」発足
昭和28年2月 奥多摩湖にへら鮎50kgを初放流
昭和32年1月 へら鮎保護のため、競技の際の検量対象魚を「15cm以上」に規定
昭和36年1月 へら鮎保護のため、魚の持ち帰りを止めて再放流を徹底
昭和38年11月 新設された養魚放流部より佐原向地（現在の香取市、稲敷市一帯）へへら鮎の稚魚5万匹を放流
昭和47年6月 任意団体「全へら鮎放流協議会」発足
昭和50年11月 全へら鮎放流協議会を「全日本へら鮎放流協議会」へ名称変更
昭和54年7月 釣り場の環境保護のため、佐原向地にて清掃活動を開始
昭和59年3月 へら鮎の自然繁殖を促すため、精進湖に人工藻による産卵場所設置
昭和63年12月 年間放流量が初めて200トンを超える
平成3年12月 年間放流量が最大の247トンを記録する
平成14年12月 釣り人の減少により年間放流量が200トンを割る
平成26年12月 釣り人の減少により年間放流量が100トンを割る
令和5年3月 NPO法人日本へら鮎釣研究会の設立を有志で確認
令和6年3月 NPO法人日本へら鮎釣研究会の設立総会開催

令和6年3月16日

設立代表者

氏名 遠藤 克己